

**岸和田市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年3月

岸和田市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・	3 頁
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・	7 頁

【本計画における職員の定義】

教育職員	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に定められる校長、教頭、首席、指導教諭、教諭、指導養護教諭、養護教諭、指導栄養教諭、栄養教諭をいう（教育職給料表が適用される臨時的任用職員・任期付採用職員を含む）
教員	上記、教育職員のうち首席、指導教諭、教諭をいう
教師	上記、教員をいう

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員が、子ども達と過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるよう、校務運営の効率化や部活動改革、専門性を有する機関や人材等との協働等を行うことにより、さらに働き方改革を進めることが重要である。また、時間外在校等時間の縮減だけでなく、年次有給休暇の取得の促進等を進めることで、ワーク・ライフ・バランスを充実させ、教育職員が様々な経験や体験を通じて、より一層充実した教育活動を行うことができるようにすることが必要である。

学校運営の見直しによるさらなる働き方改革によって、学校教育の質を向上させるために、今般、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定するものである。

(2) 本市の現状

○本市では、令和5年度に「教師の勤務時間の上限に関する方針」を策定するとともに令和6年度には「岸和田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」（以下「規則」という）において、教育職員の在校等時間の上限の範囲等を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○これまでの取組としては、以下の内容が挙げられる。

平成30年度	一斉退校日の導入 部活動ガイドラインに基づくノークラブデーの導入
令和元年度	学校園閉庁日の導入
令和2年度	一人一台の学習者用端末の導入 長時間勤務者の医師面接の実施 教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）の雇用
令和3年度	タイムレコーダー導入による勤務時間の把握

令和５年度	統合型校務支援システムの導入 学校給食費の公会計化 音声応答装置の導入
令和６年度	統合型校務支援システムと連携した保護者連絡システムの導入
令和７年度	デジタル採点システムの導入

※児童生徒の学力向上等を目的とした事業だが、教員の業務負担軽減につながった事業

令和元年度	放課後学習支援事業「まなびサポート」の実施（外部人材の活用）
令和４年度	「みんな泳げるプロジェクト」の実施（水泳授業の民間委託）

○こうした取組を経た本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 25.5 時間	19.8%	1.3%
中学校	月 30.8 時間	22.7%	1.1%

時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が小学校 19.8%、中学校 22.7% であり、規則で定める通常時の月の時間外在校等時間の上限（１ヶ月について 45 時間）を超えることがないようにすることが必要である。

２．目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり

（１）時間外在校等時間に関する目標

- ・ １箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- ・ １年間における １箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間以下にする

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 5 日以上にする

３．計画の期間

令和８年度～令和 11 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む
(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

子どもの安全見守り隊等、保護者や地域住民の連携・協力による通学路の見守りを引続き実施する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された際の対応

放課後から夜間などにおける校外の見守りについては、各校区の青少年指導員等によるパトロール協力体制を引続き確保していく。補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、関係機関との連絡会等において認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

給食費の徴収・管理は、教育職員が関与しない公会計により引続き実施する。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

学校支援地域本部実行委員会を開催し、関係者間の連絡調整を引続き実施する。

◆学校が抱える困難な事案への対応

必要に応じて、スクールロイヤーなどの専門家からなる学校支援チームによる対応を引続き実施する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答

回答フォームでの調査等が可能なものは、引続き、フォーム回答へ随時変更する。教育委員会・学校園に導入しているメール管理・ファイル共有システムを活用し、市から学校園に発出する調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減している。引続き、調査・統計等の内容簡素化や回答用フォームの活用などに取り組む。

◆ウェブサイトの作成・管理

全学校園に導入しているホームページ作成フォームを活用し、引続きウェブサイトの作成・管理を支援する。

◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

ICT 機器・ネットワーク設備の維持管理を外部に委託し、機器・設備の日常的な保守を行うとともに、不具合発生時に対応できる体制を構築している。外部委託による機器・設備の適正な保守管理を、引続き実施する。

◆学校グラウンドや体育館等の施設・設備の管理

地域への開放事業について、学校現場の負担軽減ができるように引続き努める。

◆校舎の開錠・施錠

朝夕の門扉開閉をシルバー人材センターに委託し、夜間は機械警備を導入している。また、執務室から遠隔操作できる電気錠を出入口に設置することで、児童生徒の安全確保と併せて、来訪者に対応する教育職員の負担軽減につなげている。機械設備が正常に機能するよう適正な維持管理を、引続き実施する。

◆校内清掃

学校の必要性に応じて配置した教員業務支援員が担っている。引続き、支援員配置を継続するほか、学級担任等の教育職員が児童生徒に対する指導を中心に担えるよう、民間委託等を検討する。

◆部活動

部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っていく。中学校部活動の地域展開を進めるため、全校アンケート結果をもとに需要（ニーズ）と供給（担い手）のバランスを調整し、実証事業に取り組んでいくとともに、まずは休日の部活動を地域で実施できるよう、関係機関と連携し、受入れ先となるスポーツクラブ等との調整や支援を行うとともに、環境の整備を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備・学習評価や成績処理

学校の必要性に応じて配置した教員業務支援員が担っている。引続き、支援員配置を継続する。汎用クラウドツールとして校務支援システムを導入している。学校園の意見や先進事例を踏まえ、小・中学校情報システム検討委員会において「授業準備」「学習評価」「成績処理」など教員の負担軽減につながる機能の導入や更新を検討し、システムの充実を図る。

◆学校行事の準備・運営

学校の必要性に応じて配置した教員業務支援員が担っている。引続き、支援員配置を継続する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応

支援が必要な児童生徒・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、介助員、日本語指導支援員等の人材を、引続き派遣・充実させる。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る

○各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（1,086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

○当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃のあり方や、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

○勤務時間外の電話応対にかかる負担軽減を図るため、音声応答装置を導入し、業務終了後の電話応対業務の縮減を図っている。業務時間中の電話応対においても、複雑、困難な事案が増えていることから、教員の精神的負担軽減を図るため、通話録音機能付加機器の導入等の対策を検討する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取組む

○在校等時間が月 80 時間を超えた教育職員等の医師面接指導の実施について実効性のあるものとなるよう、運用の方法等について引続き検討する。

○少なくとも 11 時間の勤務間インターバルの確保に取組む。インターバルの確保促進のため、校長会を通じて取組みの周知等を行っていく。

○ストレスチェックの結果の活用について、必要に応じ所属長に対する提案や周知を行っていく。

○心身の健康問題について相談がある場合は、医師面接等を実施する。

○年休取得促進について、周知を行っていく。年休取得状況について、教育委員会が主体的に把握するように努める。

○学校における一斉退校日の設定を推進している。長期休業等の期間中には 3 日間の学校園閉庁日の設定を行う。

○令和 7 年 12 月に、テレワークを新たな制度として開始したところであり、運用を進める中で、必要に応じて制度の改善を図っていく。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告を行い、取組の着実な実行を図る。
- 関係部局・関係機関とともに、学校での児童生徒の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に取り組む。
- 時間外在校等時間に関する目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システム等で把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行い、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者・地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各町会・自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取組む。